

2023年2月20日

各位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番1号
(本社事務所 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号)
会 社 名 GMO アドパートナーズ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 橋 口 誠
(コード番号 4784 東証スタンダード)
問い合わせ先 専務取締役 菅 谷 俊 彦
T E L 03-5728-7900
U R L <https://www.gmo-ap.jp/>

執行役員制度の導入および取締役の人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役において、執行役員制度を導入するとともに、2023年3月23日開催予定の2022年12月期定時株主総会へ行く、監査等委員を除く現任取締役10名のうち6名の重任の付議に関し、同定時株主総会における取締役の選任議案が可決されることを条件とし、下記の体制とする議案を上程することを決定しましたので、お知らせいたします。

1. 執行役員制度導入の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、取締役会が、経営幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備および迅速・果敢な意思決定の支援を行うことが、取締役会の重要な役割・責務の一つであるものと認識しております。

この度、多様化・複雑化する市場環境の変化や、競合企業との競争が激しさをます経営環境に鑑み、業務執行の機動性を確保しながら、実効性・客観性のある監督体制を構築することを目的に、執行役員制度を導入することといたしました。また、これにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離が進むこととなり、当社のコーポレートガバナンスが一層の強化されるものと考えております。

2. 執行役員制度の概要および導入予定日

【制度の概要】

- (1) 執行役員の選解任は、取締役会にて決定することとし、委任型執行役員とします。
- (2) 取締役は執行役員を兼務することができるものとします。
- (3) 執行役員の任期は、取締役に準じ1年とし、再任を妨げないものとします。
- (4) 執行役員は、取締役会が決定する基本方針に従い、その監督のもとで業務執行を担うものとします。

【導入予定日】

2023年3月23日(2022年12月期定時株主総会開催予定日)

3. 取締役の役職について

監査等委員を除く現任取締役10名は同定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。同定時株主総会において監査等委員を除く現任取締役10名のうち、6名について、重任が承認されることを条件として下表の体制とする予定です。重任の付議を行わない4名につきましては、執行役員として、引き続き当社の経営に参画するとともに、迅速果敢な業務執行の判断により、これまで以上に当社業績のけん引役となり、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを期待しております。

なお、取締役の役職につきましては、同定時株主総会後に開催される取締役会において、正式に決議いたします。

【重任予定の取締役】

氏名	新役職名	現役職名
橋口 誠	代表取締役 社長執行役員	代表取締役社長
熊谷 正寿	現行どおり	取締役会長
堀内 敏明	取締役 副社長執行役員	取締役副社長
菅谷 俊彦	取締役 専務執行役員	専務取締役
安田 昌史	現行どおり	取締役
有澤 克己	現行どおり	取締役

【執行役員となる取締役】

氏名	新役職名	現役職名
佐久間 勇	常務執行役員	常務取締役
伊藤 幹高	執行役員	取締役
渡部 謙太郎	執行役員	取締役
徳永 伸一郎	執行役員	取締役

4. 取締役の選任の理由

当社は、経営陣幹部や代表取締役社長(CEO)の選解任については、重要な意思決定であることを踏まえ、いずれにも客観性・適時性・透明性のある手続きを実施しております。選任にあたっては、過去の実績や知見、専門性等を踏まえ、妥当性の評価・検討を取締役会で行うための体制を構築しており、重任・解任に関する判断に際しても、定性的・定量的な目標に基づく多面的な評価の実施、監督および業務執行の状況についてのヒアリングの実施に加え、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、客観性を担保する仕組みを取り入れております。また、このうち代表取締役社長(CEO)の選解任についてはことさら重要なものであると認識し、選任にあたっては通常を取締役選定を上回る評価項

目による多面的な検討を実施しております。

上記1. に記載の各取締役は、当社の定める取締役毎の評価および指名報酬委員会において、いずれも重任が妥当と認められたものであります。

以上